

第1回宮城県教育振興審議会 会議録

令和5年2月24日作成

- 1 会議名 第1回宮城県教育振興審議会
- 2 開催日時 令和5年2月1日（水）午後1時30分から午後3時40分まで
- 3 開催場所 県庁 行政庁舎9階 第一会議室 仙台市青葉区本町3丁目8-1
- 4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり
- 5 概要 以下のとおり

(1) 開 会

(2) 委嘱状の交付

(3) あいさつ（伊東教育長）

(4) 議 事（仮議長：伊東教育長，議長：川島会長）

- ① 会長及び副会長の選任について
会長及び副会長の選任後，諮問（資料1：諮問文写し）
- ② 会議の公開について
資料2に基づき説明（説明者：高橋 教育企画室長）
- ③ 第2期宮城県教育振興基本計画の中間見直しについて
資料3・資料4に基づき説明（説明者：高橋 教育企画室長）

(5) 閉 会

1 開会【司会】

本日は大変お忙しいところ，ご出席を賜りありがとうございます。

会議に入ります前に，本日の会議についてご説明いたします。本日の会議では，タブレットを使用し，次第，出席者名簿，配席表以外の資料は，机上にお配りしておりませんので，必要に応じて事前に送付した資料をご活用願います。

次に，お手元の「会議用タブレットの使用方法について」をご覧ください。会議中の操作につきましては，説明中は事務局で画面を操作いたしますので，タブレットの操作は基本的に不要です。ページを戻りたい時などは，オレンジ色の参加ボタンをタップすると，自由にページをめくるできるようになります。元

の状態に戻したい場合は、参加ボタンを再度タップしてください。アプリからログアウトしてしまった場合のログイン方法につきましては、お手元のユーザー名・パスワードで再度ログインしていただくか、挙手等にてお知らせ願います。

次に、マイクの使用についてですが、議事録等の作成の観点から、マイクを通してのご発言をお願いいたします。発言がある場合には、担当者がマイクをお渡しいたしますので、挙手等にてお知らせ願います。

それでは、ただいまから第1回宮城県教育振興審議会を開催いたします。

2 委嘱状の交付【司会】

会議に先立ちまして、本日付で審議会委員をお引き受けいただきました皆様に、「委嘱状」及び「辞令」を交付させていただきます。本来であれば、お1人ずつお渡しすべきところではありますが、本日は大変恐縮ではございますが、時間の関係上、机上にお配りさせていただいております。委員皆様のお名前のご紹介により、委嘱状の交付に代えさせていただきますと思います。

それでは、名簿の順番にご紹介させていただきます。

宮城県私立中学高等学校連合会副会長 伊藤宣子委員です。

有限会社伊豆沼農産代表取締役会長 伊藤秀雄委員です。

宮城県特別支援学校長会幹事 小澤ちはる委員です。

宮城県PTA連合会副会長 尾坪博史委員です。

国立大学法人東北大学加齢医学研究所所長 川島隆太委員です。

国立大学法人宮城教育大学教職大学院教授 黒川修行委員です。

宮城県高等学校長協会会長 佐々木克敬委員です。

宮城県市町村教育委員会協議会幹事 佐藤純子委員です。

国立大学法人東北大学災害科学国際研究所教授 佐藤健委員です。

一般社団法人イシノマキ・ファーム代表理事 高橋由佳委員です。

仙台市小学校長会会長 田辺泰宏委員は、本日所用により欠席となります。

宮城県中学校長会副会長 千葉睦子委員です。

公益財団法人日本レクリエーション協会理事 仲野隆士委員です。

一般社団法人宮城県私立幼稚園連合会副理事長 根来興宣委員です。

宮城県家庭教育支援チーム協議委員 波多野ゆか委員です。

国立大学法人東北大学大学院教授 堀田龍也委員は、本日所用により欠席となります。

宮城県高等学校PTA連合会会長 町田さやか委員です。

学校法人梅檀学園東北福祉大学教育学部教授 村上由則委員です。

半澤・村松法律事務所弁護士 村松敦子委員です。

東北電子産業株式会社代表取締役社長 山田理恵委員です。

続きまして、宮城県教育委員会教育長 伊藤昭代からご挨拶を申し上げます。

3 あいさつ（伊東教育長）

皆様こんにちは。宮城県教育委員会教育長の伊東でございます。どうぞよろしく願いいたします。第1回宮城県教育振興審議会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

この審議会は、教育の振興のための基本的な計画の策定及び当該計画に関する重要事項を調査審議していただくために設置されたものでございます。皆様方には大変ご多用のところ、この審議会の委員をお引き受けいただきまして本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げたいと思います。

本県では、平成29年3月に、本県独自の取組であります志教育を柱としながら、東日本大震災からの復興、そして未来を担う人づくりの推進を重要な観点として盛り込みました第2期宮城県教育振興基本計画を策定いたしました。この計画は、宮城県知事と県教育委員会の連名での策定でございまして、共に力を合わせながら進めていこうとするものでございます。

策定後、5年が経過いたしまして、昨今特に新型コロナウイルス感染症の蔓延をきっかけとして、急速に教育のICT化が進むなど、本県の教育を取り巻く状況は大きく変化してきております。こうした状況の変化や、登校していない児童生徒への学びの確保などの支援、学力・体力の向上など、引き続き本県の教育課題に対応するため、この第2期宮城県教育振興基本計画の中間見直しを行う必要があると考えまして、来年度末に向けて、見直しを進めていくこととしたものでございます。

人口減少が進み、ますます少子化が急激に進んで参ります。また、今後の先行きが不透明な予測困難な社会を生き、そして未来を担う力の育成に向けまして、教育の果たすべき役割というのは非常に大きいものと考えております。社会や皆さんからの期待も、本当に大きくなっていると感じております。

つきましては、本県教育のさらなる振興に向けて、各界の有識者であります皆様方のご意見を十分踏まえまして、より充実した計画にして参りたいと考えておりますので、幅広く、忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【司会】

それではここで、県教育委員会の主な出席者をご紹介します。

ただいまご挨拶を申し上げました、宮城県教育委員会教育長の伊藤昭代です。

副教育長の嘉藤加藤俊雄です。

同じく、副教育長の遠藤浩です。

それから、本審議会の事務を所管しております教育企画室長の高橋拓弥です。

その他、関係課室長が出席しておりますが、配布しております名簿をもって紹介に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

【司会】

続きまして、会議の成立についてご報告を申し上げます。

本審議会は20名の委員で構成されておりますが、本日は18名のご出席をいただいております。

教育振興審議会条例第4条第2項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは議事に移らせていただきます。会長が選任されるまでの間、伊東教育長が仮の議長となり議事を進めさせていただきますので、ご了承願います。伊東教育長、議事進行をお願いいたします。

—以下議事—

【仮議長】（伊東教育長）

それでは、暫時の間、仮の議長を務めさせていただきます。

まず初めに、議事（１）「会長及び副会長の選任について」でございます。どなたかご推薦等はございませんでしょうか。

なければ事務局から案を出させていただきますよろしいでしょうか。

<「はい」の声>

事務局からございますか。

【事務局】（高橋教育企画室長）

事務局から提案させていただきます。会長には川島委員を、副会長には村上委員をそれぞれ提案させていただきます。

【仮議長】（伊東教育長）

ただいま、事務局から会長には川島委員、副会長には村上委員との提案がありました。いかがでしょうか。

<「異議なし」の声>

ありがとうございます。異議がないようでございます。それでは、会長を川島委員、副会長を村上委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは川島会長、村上副会長には会長席、副会長席の方へご移動をお願いいたします。

【司会】

それでは、ただいま選任されました、川島会長と村上副会長を代表して、川島会長からごあいさつを頂戴したいと存じます。よろしく願いいたします。

【あいさつ】（川島会長）

皆さんこんにちは。東北大学の川島でございます。この度は、この重要な審議会の会長として、皆様方と一緒に宮城県の子供たちの未来をどう支えていくか、非常に重要な問題だと思っております。よろしく願いいたします。

実は、第２期教育振興基本計画に関しましては、私自身策定に関わってきたわけですが、当時はやはり震災からどう立ち直って、そして前を向いていける子供たちをどう作るかということが大きな課題でした。

今、こうして中間見直しをするということ、皆様方も問題意識として持っていらっしゃると思いますが、過度なICT化に伴う社会の分断、孤立化、そして非寛容といった様々な大きな問題があって、これが子供たちの教育に大きく暗い影を落としているという現状がございます。

教育というのは、子供たちの未来を支える、子供たちの未来というのは、私たちの未来そのものでございます。そういう意味では、宮城県だけではなく国の未来を背負っていく子供たちを、いかに力強く羽ばたかせるかが重要だということは、皆様とも共有できていると思いますし、その羽ばたくための翼を作るのが教育だという固い信念を持っております。

今回は、様々な分野の先生方が集まってくれましたので、それぞれのお立場とご見識で、宮城県の教育をより良くしていく、そして子供たちが本当に大きく羽ばたけるように、審議を尽くしていきたいと思っております。ぜひよろしく願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。

ここで、知事及び教育委員会から本審議会に諮問がございます。

知事及び教育委員会を代表して、伊東教育長から川島会長に諮問を申し上げたいと存じます。

川島会長、伊東教育長、よろしく願いいたします。

<伊東教育長から川島会長へ、諮問文を読み上げ諮問書を提出>

それでは、ここからは川島会長に議事進行をお願いしたいと存じます。川島会長、よろしく願いいたします。

【議長】（川島会長）

では、引き続き議事を進行して参りたいと思います。

まず議事（２）です。「会議の公開について」ということで、事務局の方から説明をお願いいたします。

【説明】（高橋教育企画室長）

それでは会議の公開について、資料２に基づきご説明いたします。

附属機関である審議会の会議につきましては、県の情報公開条例第19条の規定により、原則公開する旨が定められております。ただし、この例外として、個人情報など、非開示情報が含まれる範囲につきましては、委員の3分の2以上の多数決をもって非公開とすることが認められておまして、非公開にするかどうかの扱いは、第1回目の会議で決めることとされております。

事務局といたしましては、本審議会では、現在のところ非開示情報を扱うことは想定しておらず、また、県民に広く公開された場で議論を進めていただきたいと考えておりますので、原則公開で開催することとし、併せて会議を円滑に進めるために、次のページの通り、傍聴要領（案）を提案するものでございます。傍聴定員につきましては、会場のお大きさに応じて適宜定員を設定して参りたいと考えておりますが、本日は15人と設定したいと思っております。

なお、公開した会議の資料及び会議録につきましては、審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱におきまして、県の県政情報センターにおいて県民の皆様のご覧に供するとともに、ホームページに掲載して公開するものとされております。おって、会議録につきましては、事務局で原案を作成し、委員の皆様にご確認をいただいてから、公開の手続きをとらせていただきたいと思いますと思っております。

議事（２）の説明につきましては以上でございます。

【議長】（川島会長）

ありがとうございます。

会議は基本的に公開したいということと、傍聴を認めるということが趣旨になります。何かご質問等ありますでしょうか。

<「なし」の声>

よろしいですか。ではお認めしたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

【議長】（川島会長）

続きまして、議事（３）に入ります。

第２期宮城県教育振興基本計画の中間見直しということで、これが今回の私たちのメインのタスクになるわけですが、まずは事務局の方から説明をお願いします。

【説明】（高橋教育企画室長）

それでは、資料３に基づき、ご説明申し上げます。

１ページになります。第２期計画の概要についてご説明申し上げます。本計画は、本県教育の振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、本県教育の目指すべき姿を明確にし、それに向けて、講ずべき施策の方向性などを示す計画でございます。

２ページになります。施策の全体体系につきましては、計画の理念として掲げた目指す姿と５つの計画の目標のもと、それらの実現に向けて実施する主な施策を１０の基本方向に分け、全部で３５の取組を推進しております。また、そのうち１６の取組につきましては、重点的取組として特に力を入れて推進しているところ です。

３ページになります。計画の推進に当たっては、実施する施策の内容などを具体的に示すアクションプランを策定しております。また、毎年、計画の点検・評価を実施し、成果や課題を分析しているところです。なお、点検・評価の結果につきましては、後ほど、それぞれの基本方向の進捗状況と併せてご説明いたします。

４ページになります。第２期計画期間中の本県教育をめぐる主な状況についてご説明いたします。

５ページになります。国や県の主な動向について掲載しております。このうち特に重要な項目は赤字にしております。次のページ以降にまとめております。

６ページになります。教育機会確保法に基づく個々の児童生徒の状況に応じた支援につきましては、平成２９年２月に法律が施行され、施策を総合的に推進するための基本指針が示されました。令和元年１０月には、不登校児童生徒の支援のあり方が改めて整理されておまして、基本的な考え方として、不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒の社会的な自立を目指すことが必要とされております。

7ページになります。新学習指導要領では、社会に開かれた教育課程を推進することとされたほか、育成を目指す資質・能力が、知識及び技能など3つの柱に整備されております。また、その育成に向け、カリキュラム・マネジメントの推進や、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図ることとされております。

8ページになります。GIGAスクール構想等に基づく、ICT活用の加速化につきましては、1人1台端末と通信ネットワークを一体的に整備することで、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境の実現を図るとともに、ICTの活用により、すべての子供たちの学びを保障できる環境の整備を図ることとされました。

9ページになります。令和3年1月の中央教育審議会の答申である、令和の日本型学校教育でございますが、ICTの活用により、個に応じた指導の充実を図る「個別最適な学び」と、多様な他者と協働しながら学ぶ「協働的な学び」といった学びのあり方が示され、これらの一体的な充実を図ることで、主体的・対話的で深い学びの実現につなげていくこととされております。

10ページになります。今年度、国におきましては、令和5年度を初年度とする次期基本計画の検討が進められております。次期計画のコンセプトとして、2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成と、日本社会に根差したウェルビーイングの向上が掲げられているほか、今後の教育施策に関する基本的な方針として、①から⑤まで掲げられております。

11ページになります。学校防災体制の整備でございますが、大川小学校事故の最高裁判決を踏まえ、学校防災のあり方検討会議におきまして、令和2年12月に新たな学校防災の構築に向けた提言がまとめられました。提言では、教職員の様々な状況下における災害対応力の強化や、地域の災害特性等を踏まえた実効性のある学校防災体制の整備など、4つの基本方針が示されました。

12ページになります。本県における県政運営の基本指針である新・宮城の将来ビジョンでは、その理念として、「富県躍進」を掲げながら、政策推進に向けて横断的に人づくりの推進を図ることとしております。また、政策運営の基本方針におきましては、子ども・子育て分野が独立し、新たな柱となるなど、教育分野も重点的に取り組むこととしております。

13ページになります。第2期計画における各基本方向の進捗状況についてご説明いたします。

14ページになります。基本方向1では、志教育の推進のほか、思いやりがあり感性豊かな子供の育成、いじめ・不登校などへの対応に取り組んでおります。目標指標の推移につきましては、後ほどご覧ください。

17ページになります。各取組の成果と課題を記載しておりますが、課題を中心にポイントのみご説明いたします。志教育では、今後も一層の推進を図る必要があるほか、道徳教育の継続的な推進を図るなどして、思いやりがあり感性豊かな子供の育成を図っていく必要があると考えております。

18ページになります。いじめ・不登校等への対応では、多様化する児童生徒への対応や、不登校児童生徒の学校内外での支援の充実などが必要であると考えております。これらを踏まえた基本方向の進捗状況につきましては、志教育や道徳教育、体験活動の推進について、一定の成果が見られた一方、いじめ・不登校等への対応につきましては、教育機会確保の観点から十分とは言えない状況であることなどから、やや遅れが見られております。

19ページになります。基本方向2では、体力運動能力の向上のほか、食育の推進、学校保健の充実に取り組んでおります。

20ページになります。課題につきましては、ルルブルの一層の普及啓発や、体力運動能力の全県的な向

上を図る必要があると考えております。

21ページになります。基本方向の進捗状況でございますが、各取組について一定の成果が見られ、食育の推進では目標指標も概ね順調に推移しておりますが、体力合計点が、中学2年生男子を除き全国平均を下回る状況が続いていることなどから、やや遅れが見られております。

22ページになります。基本方向3では、基礎的・基本的な知識・技能の定着や国際理解教育、ICT教育などに取り組んでおります。

26ページになります。課題につきましては、継続的な学力向上対策の実施や、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善などに取り組んでいく必要があると考えております。

27ページになります。基本方向の進捗状況でございますが、ICT教育の環境整備、シチズンシップ教育への理解、環境教育について概ね順調に進められた一方、基礎的・基本的な知識技能の定着につきましては、全国学力・学習状況調査における全国平均値とのかい離が依然として大きい状況となっております。また、国際理解教育についても、英検相当級を取得している生徒の割合が目標値に達していない状況が続いているなど、やや遅れが見られております。

28ページになります。基本方向4では、学ぶ土台づくりの推進のほか、幼児教育の充実のための環境づくり、体制づくりに取り組んでおります。

29ページになります。課題につきましては、学ぶ土台づくりの継続的な普及啓発や、幼児教育センターの取組を着実に実施していく必要があると考えております。また、基本方向の進捗状況でございますが、目標指標が概ね順調に推移しており、幼児教育センターの設置など、各取組でも一定の正確な成果が見られ、概ね順調に進んでおります。

30ページになります。基本方向5では、特別支援教育及び多様な個性が生かされる教育の推進に取り組んでおります。

31ページになります。課題でございますが、切れ目のない支援体制づくりを一層推進していくほか、特別支援学校の狭隘化対策に引き続き取り組んでいく必要があると考えております。

32ページになります。基本方向の進捗状況につきましては、目標指標が概ね順調に推移しており、特別支援教育の狭隘化対策など、各取組でも一定の成果が見られ、概ね順調に進んでおります。

33ページになります。基本方向6では、伝統文化の尊重や郷土を愛する心の育成のほか、文化財の保護と活用、宮城の将来を担う人づくりに取り組んでいるところです。

37ページになります。課題につきましては、宮城の将来を担う人づくりにおいて、主体的に学習に取り組む態度の育成や、次代に繋がる産業教育の推進などに取り組む必要があると考えております。基本方向の進捗状況でございますが、目標指標の達成状況などから、生徒への職業や進路に関する支援の各種取組の成果が現れており、また、グローバルに活躍する力の育成や文化財の活用に向けた取組が着実に進められるなど、概ね順調に進んでおります。

38ページになります。基本方向7では、防災教育の推進や、地域と連携した防災安全体制の確立に取り組んでおります。

39ページになります。課題につきましては、震災後に生まれた子供たちへの防災教育の推進や、地域防災の担い手の継続的な育成などに取り組んでいく必要があると考えております。基本方向の進捗状況でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響から達成できない目標指標もあったものの、各取組が着実に進められたことなどから、概ね順調に進んでおります。

40ページになります。基本方向8では、教員の資質能力の向上や、学びのセーフティネットの構築、開かれた魅力ある学校づくりの推進などに取り組んでおります。

42ページになります。課題につきましては、教員の資質能力の向上では、育成指標の活用や大学との連携などを一層推進していく必要があると考えております。

43ページになります。学びのセーフティネットの構築では、学習支援における地域の実情に応じた対応を図るほか、開かれた魅力ある学校づくりにおいては、コミュニティ・スクールの設置を継続的に促していく必要があると考えております。

44ページになります。基本方向の進捗状況でございますが、学校公開関係など、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた目標指標もあったものの、教員研修の実施や、被災地での学びの機会の確保、魅力ある学校づくりといった各取組が着実に進められるなど、概ね順調に進んでおります。

45ページになります。基本方向9では、家庭の教育力を支える環境づくりのほか、地域と学校の連携、子供たちの安全安心な環境づくりに取り組んでおります。

47ページになります。課題につきましては、家庭教育支援の更なる充実のほか、子供を産み育てやすい環境づくりについて、社会全体で取り組んでいく必要があると考えております。

48ページになります。基本方向の進捗状況でございますが、家庭の教育力を支える環境づくりにやや遅れが見られておりましたが、令和3年度は、家庭教育関係の指標で目標値を上回る指標もあったことから、概ね順調に転じております。

49ページになります。基本方向10では、誰もがいつでも学ぶことができる環境の充実や、文化芸術活動の推進、生涯スポーツ社会の構築などに取り組んでおります。

51ページになります。課題につきましては、生涯学習ポータルサイトの認知度向上などに取り組んでいく必要があると考えております。

52ページになります。生涯スポーツ社会の構築では、総合型地域スポーツクラブの設立を引き続き促していく必要があると考えております。基本方向の進捗状況でございますが、各取組で一定の成果が見られたため、令和2年度までは概ね順調に推移しておりましたが、総合型地域スポーツクラブの育成率も横ばい傾向が続いていることなどから、令和3年度はやや遅れが見られるようになっております。

56ページになります。これまでご説明した本県の教育を巡る状況や、課題を踏まえた見直しの方向性についてご説明いたします。

57ページになります。見直しのポイントを、①から④のとおり整理しております。まず、①のとおり、第2期計画で掲げる目指す姿と、5つの計画の目標などを継承しながら、制度改正やコロナ後の急速なデジタル化の動きなど、本県教育をめぐる状況変化に対応したいと考えております。また、②のとおり、現計画で課題が見られる取組の充実・強化を図るとともに、③になりますが、国の次期計画、新ビジョンの方向性を踏まえていきたいと考えております。さらに、④になりますが、計画期間につきましては、国の次期計画との連動性を確保するため、計画期間を令和10年度まで延長したいと考えております。なお、図の右側に記載のとおり、10の基本方向及び35の取組につきましては、再構成も視野に検討を進めて参りたいと考えております。

58ページになります。計画期間中の状況変化や、進捗状況に課題が見られる取組を踏まえた、各基本方向における今後の方向性の案についてご説明いたします。

1の「豊かな人間性と社会性の育成」につきましては、志教育や道徳教育、体験活動について、課題解決

を図りながら引き続き推進したいと考えております。いじめ、不登校等への対応につきましては、本県の大きな課題であることから、関連する取組を一層充実するとともに、特に、不登校児童生徒への支援につきましては、教育機会確保法の趣旨を踏まえ、学校内外での支援体制の充実を図りたいと考えております。また、いじめなどについても、多様な児童生徒の状況に応じた支援となるよう、福祉部門との連携強化を図って参りたいと考えております。

次に、2の「健やかな体の育成」でございますが、体力・運動能力について、これまでの取組を生かしながら、全県的な向上を図るとともに、休日運動部活動の地域移行について、対応を検討して参りたいと考えております。また、食育や学校保健の充実について、継続的な課題の解決に向け、関連する取組を推進したいと考えております。

3の「確かな学力の育成」につきましては、本県の大きな課題である学力向上対策を一層推進し、全県的な底上げを図りたいと考えております。また、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、ICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実や、教科横断的な取組の充実などに取り組んでいきたいと考えております。さらに、デジタル社会の中で積極的に社会参画するための、デジタルシチズンシップ教育への対応についても検討して参りたいと考えております。

59ページになります。4の「幼児教育の充実」につきましては、学ぶ土台づくりの普及啓発とともに、幼児教育センターにおける取組を着実に推進したいと考えております。また、5歳から小1までの全ての子供の学びを保障する観点から、市町村における幼児教育推進体制の整備を促していきたいと考えております。

5の「多様なニーズに対応したきめ細かな教育の推進」でございますが、引き続き、乳幼児期から学校卒業後までの切れ目のない支援体制づくりや、特別支援学校の狭隘化対策に取り組むとともに、医療的ケア児への通学支援や、特別なニーズのある子供への対応など、新たな課題に対応したいと考えております。

6の「郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成」につきましては、児童生徒が地域と関わる機会や、伝統文化に触れる機会の充実とともに、文化財の適切な保存に向け、きめ細かな対応を図りたいと考えております。また、生徒自らが主体的に行動できる態度の育成や、次代を担う産業人、職業人としての意識啓発などを通じて、富県躍進を支える人材の育成に取り組んで参りたいと考えております。

7の「命を守る力と共に支え合う心の育成」についてでございますが、防災教育の推進や、地域防災の担い手育成などに引き続き取り組むとともに、地域の災害特性を踏まえた学校防災体制の構築と、より一層の実効性の向上に向け、学校防災体制の構築に向けた支援や、地域と連携した学校防災体制の強化に取り組んで参りたいと考えております。

60ページになります。8の「安心して楽しく学べる教育環境づくり」につきましては、教職員の資質向上や、学びのセーフティネットの構築、開かれた魅力ある学校づくりなどについて、引き続き推進するとともに、学校における働き方改革など、喫緊の課題に対応したいと考えております。

9の「家庭、地域、学校が連携・協働して子供を育てる環境づくり」でございますが、家庭教育支援体制の充実やルブルの普及啓発、コミュニティ・スクールの設置促進などに引き続き取り組むほか、休日部活動の地域移行への対応を進めたいと考えております。また、リアルな体験活動機会についても、更なる充実を図りたいと考えております。

10の「生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進」につきましては、生涯学習ポータルサイトの充実や、障害の有無に関わらず共に学び、生きる共生社会の実現に向け、各取組を推進していくとともに、文化芸術活動への支援や、総合型地域スポーツクラブの設置促進について、引き続き推進したいと考えてお

ります。

続きまして、見直しのスケジュールにつきまして、資料4に基づきご説明申し上げます。

表の右から2列目に、本審議会の今後の予定を記載しております。8月に中間案、11月に答申案をご審議いただき、12月に答申を頂戴したいと考えております。また、一番右側の列になりますが、圏域別意見交換会やパブリックコメントを予定しております。結果などにつきましては、本審議会へご報告させていただき予定でございます。

駆け足になりましたけれども、議事(3)の説明については以上でございます。

【議長】(川島会長)

どうもありがとうございました。資料を事前に見られた方々は、ある程度消化されたかと思いますが、今日初めて見た方は、少し消化不良のところがあるかもしれません。

今のご説明に対しまして、ご質問、ご意見を承りたいと思いますが、これからのスケジュール見ていきますと、次の8月の審議会で中間案が出てくるということですから、本日は委員の皆様方それぞれからご意見を賜りたいと思います。特にポイントになるのは、58ページから60ページの10個の基本方向に対して、それぞれをどう見直そうと思っているか、方向性が示されたということでございます。ですので、ご自身の専門や見識から選んでいただくのがよろしいかと思っておりますけれども、まずそれぞれ委員から、この見直しに関して、「自分の経験からすると、もう少ししっかり見直してもらいたい」や、「こういう方向性が良いのではないか」というような意見を賜ればと考えておりますが、よろしいでしょうか。

名簿順に進めていきたいと思っておりますので、伊藤宣子委員から順番にお聞きします。では、目標として1人3分程度でよろしく願いいたします。

【伊藤(宣)委員】

この場に提示されている内容について大変感服しております。本当に必要なこと、待ったをかけることができないことが並べられているなど。これをどう実現していくか、この実現力が大きな問題ではないかなと思っております。

豊かな人間性と社会性の育成、これは教育の大目標でございます。そのためには健やかな体、これが大事でございます。でも、健やかな体とは何でしょうか。ここの掘り下げが大事ではないかなと思っております。それから、確かな学力の育成の「確かな」ということが何を指しているのか、そしてどう育成するのか、この辺りが非常に大きく、何となく「確かな学力」という言葉ではなく、具体化していくことが必要ではないかなと思っております。

それから、日本では古来「三つ子の魂百まで」という言葉がございますが、3歳児の子供たちが持っている大きな力を見逃してはならないということが、教育要領の中に網羅されていると思っております。この教育要領もだいぶ大きな変化を遂げましたが、教育現場でどのように展開されるのか、幼児教育に関わる教育者たちの研修の必要があるのではないかなと思っております。

そして、やはり、子供たちを一人も取り残すことのない教育というところでは、社会情勢の変化で今までにはない状況が本当に多く出現していると思っております。それに対してどう手を差し伸べていくのか、まだまだ課題山積だと思っております。例えば、不登校生徒たちの問題は、子供たちが皆と学びたいけど、行くことができないことは、子供たちにとって非常に深い痛みであり、悩みであると思っております。学校に通学することが

できないならば、様々な機関で通級制というのがあって、この学校に所属しているけれども、「この分野をもう少し支えるためにこういう機関があります」という多様性の中で学びきることができたら、子供たちは大きく変化するのではないかと考えております。

やはり、ここに示された宮城の教育振興基本計画が、味のある「宮城の」という言葉が本当に納得できる形になったら良いなと思っている次第です。以上です。

【議長】（川島会長）

どうもありがとうございました。先生からも貴重なご意見いただきましたが、その辺りが実際に実現できるかどうかということについて、それぞれの取組に対して、どういう評価項目を立てているかということがこの資料の中で全部出ていますので、その辺りもこの後しっかり見ていただいて、「こういった評価では表現できない、実現できないのではないか」というご意見も後からいただければと思いますので、よろしくお願い致します。

では、伊藤秀雄委員お願いいたします。

【伊藤（秀）委員】

私は学校の外、地域の立場から一言申し上げたいと思います。

やはり先生方の労働環境、いつも出てくる話題で、前回の審議会では川島先生からあったような記憶がありますが、この問題と、地域が支える子供たちということが、やはり一番子供たちのためにも、地域の住民のためにも、効果があるのではないかといつも考えております。特に小中学校においては、地域が関わられるような対応をぜひお願いしたい。

当小中学校、新田小学校・中学校といいますが、そこはいち早くコミュニティ・スクールを取り入れておりまして、実際に成果も非常に上がっていると聞いております。そういう中で、今コミュニティ・スクールを何校ぐらい、実際に県で推奨しているのか。また、今後「設置促進」とありますけども、どの程度見込んでいらっしゃるのか。その辺り、意見と質問でございました。

【議長】（川島会長）

ありがとうございます。コミュニティ・スクールの件に関しまして、県の方から何か回答ありますか。今の程度展開されているかということと、今後の目標や予定についてということです。

【事務局】（佐々木義務教育課長）

義務教育課でございます。義務教育段階の学校につきましては、市町村教育委員会の判断によって、コミュニティ・スクールを設置するかどうかということになっておりますので、県教育委員会としては難しいところではありますが、国も推進しておりますので、目標としては県内の全ての市町村において、コミュニティ・スクールを設置していただくようお願いしているところです。

昨年度と比べて、今年度のコミュニティ・スクールの設置率は大分上がってはいますが、全国の設置率と比べますと、まだまだ低い状況ですので、来年度もそういったところを重視しながら、市町村教育委員会の方に働きかけていくことにしております。

【伊藤（秀）委員】

県としても、やはりどのぐらいの進捗なのか把握された方が良くかなと思います。

【事務局】（佐々木義務教育課長）

今数字を持ち合わせていなくて、明確にお答えできませんが、情報は共有させていただいておりました。

【議長】（川島会長）

ありがとうございます。伊藤委員よろしいでしょうか。では、小澤委員お願いいたします。

【小澤委員】

特別支援学校長会の小澤でございます。まず、1点先に質問をさせていただきますが、10の基本方向の中で、57ページに示された見直し案の5番の「多様な教育ニーズに対するきめ細かな」というところですが、これだけ文言が若干変更になっています。これまでは「多様なニーズに対するきめ細かな」となっており、この文言の変更には何らかの意図があるのか、これをまずは教えていただきたいと思います。

【議長】（川島会長）

教育委員会の方からお願いいたします。

【説明】（高橋教育企画室長）

大変申し訳ございません。記載ミスであり教育は入っておりません。すいませんでした。

【小澤委員】

承知いたしました。では、特別支援教育に関わる部分で、感じていることをお話しさせていただきます。

今、教員の働く環境についてお話がありましたが、学校教育の充実と働き方改革との狭間で、学校現場は非常に難しいところが沢山ございます。ICTの利活用を進めていく上でも、一段進めば様々な効率化なども図れますが、今は過渡期で、職員の負担は実際に増えている部分があります。具体的には、この計画の中にもありますが、ICT支援員など様々な学校へのサポート人員の確保を一層進めていただくと、職員の働き方改革、そして教育の充実にも繋がるということを感じております。

それからもう1点は、特別支援教育において切れ目のない支援が大切だということが盛り込まれております。現状で、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成の実態が示されましたが、切れ目のない支援は、支援計画が最も重要であることは確かですが、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高校のそれぞれのライフステージの中でできるのは個別の指導計画であって、その作成を徹底することはもっとできることです。そこから始めていって、それぞれがしっかりと支援を充実させて、それを繋ぐことで、切れ目のない支援に繋げていく。その辺りの指導計画の作成、それに基づく教育の実践というのを、現場においても取り組んでいかなければならないと思いました。

それから、具体的な文言について思ったことですが、60ページの生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進の今後の方向性に、「誰もが障害の有無に関わらず共に学び、生きる共生社会の実現」と書かれています。これはまさに共生社会を目指していくということを取り上げていただいているのですが、特別

支援に限らないことなので、「障害の有無に関わらず」と挙げることがどうなのかと思っていました。例えば、今現在、LGBTQであるとか貧困であるとか、全ての様々な子供たちが配慮されなければならない中で、ここに障害を挙げることはどうなのかと考えておりました。自分の分野のことで申し訳ありませんが、どうぞよろしく願いいたします。

【議長】（川島会長）

ありがとうございます。では、続きまして尾坪委員お願いいたします。

【尾坪委員】

宮城県PTA連合会の尾坪と申します。現場の視点から少しお話したいと思いますが。まずいじめや不登校について、不登校は十人十色で保健室登校も各校結構多いと思いますが、ここの指標に載っているグラフにはそこは含まれているのでしょうか。まずそこをお伺いしたいなと思いました。

あと、今回の見直しについて、方向性はよろしいかと思いますが、目標値については何か見直されるのかお伺いしたいところです。不登校に関しては、学校に戻る率というのは、現場からすると必要ないかなと思います。増えている現状で、減る方向にはないです。これは、努力して何とかなる問題でもないのは体感としてありますので、そういう指標も含めて検討されているのかどうか、お伺いしたいと思います。

あと、私は気仙沼出身で、今日も気仙沼から参りましたけれども、44ページの取組5の「学校施設・設備の整備充実」に「東日本大震災で被災した学校施設については、令和2年度に県内全ての公立学校施設の災害復旧工事が完了した」とありますが、実際にまだ放置されているところも多々あります。体育館の犬走がぐちゃぐちゃのままのところもあるので、結果として終わったのはあるのかもしれませんが、私としては少し違う気がします。以上です。

【議長】（川島会長）

ありがとうございます。質問2点ございました。不登校児のところの指標に、いわゆる保健室登校と呼ばれている子供たちがどう取り扱われているかということと、それを踏まえた上で、今後、この取組に対する指標を見直しする意思があるのかないのかということ、この2点、教育委員会からご回答いただければと思います。

【事務局】（佐々木義務教育課長）

それでは、義務教育課から小中学校についてお話させていただきます。まず、学習支援を受けている子供たちの割合の中には、保健室登校も当然含まれております。別室や、あるいは別室登校だけではなく様々な形で学習の支援を受けている子供たちを全て含んで、このような数字になっております。また、再登校という話がありましたが、グラフにもありますように、教育機会確保法が施行され、学校に登校することのみを目標とするのではないということになり、そこからこの指標は外しておりますので、今は再登校率を指標に掲げているわけではございません。

【議長】（川島会長）

尾坪委員よろしいですか。あとは、被災地の復興はまだ終わったわけではないというのは、重く受け止め

てもらえればと思います。

続きまして黒川委員お願いいたします。

【黒川委員】

宮城教育大学の黒川です。私は学校保健などの部分になると思うので、基本方向2の部分に当たると思います。確かに宮城県の子供たちの体力は、全国平均と比べると低い方向になっています。上げていくことに関してはもちろん重要なことだと思いますが、平均値を超えれば良いのかという問題があると思います。その辺りを今後、継続して考えていかなければいけない部分ではないかと思っております。

また、学校保健という観点で、宮城県は肥満傾向児の出現率が比較的高いことも知られているかと思えます。この肥満傾向児ですが、実は、小学校に入った時点で肥満であった場合に、積極的な介入を行わなければ、継続することがわかっています。さらには、東北大学の研究であったと思いますが、幼少期からの状況も関わってしまうので、学校教育、学校保健という枠組みだけではなくて、もっと前から継続した取組も必要ではないかと思っております。ですから、なかなか難しいと思いますが、いわゆる母子保健と学校保健との連携についても、今後どのような取組をしていくのか視野に入れておいた方が良いのではないかと思います。私からは、感想的なところではありますけども以上でございます。

【議長】（川島会長）

ありがとうございます。今、体力・運動能力の指標については、目標値をどう設定するかというご指摘がありました。おそらく先生が一番の専門かと思えます。県の方としては、全国平均は目標値にしてみました。具体的にどうするのが一番理想的かということについて、少しご意見をいただければと思います。

【黒川委員】

今、宮城県の体力・運動能力調査の結果をまとめているところで、近日中に報告する予定になっておりますが、実は私の方でも、どこをターゲットにすれば良いのかわからないところがあります。今、とりあえず、子供によっても体格と体力にかなり相関関係があることがわかっていますので、この子に対してはどのぐらい必要なのか、引き続き検討していかなくてはいけないと思います。

【議長】（川島会長）

これからも検討は続くということですね。ありがとうございます。

続きまして佐々木委員お願いいたします。

【佐々木委員】

佐々木でございます。こちらの10の基本方向に関しては全然問題なく、もっともだと思いますが、この全ての取組が学校に降りてきたとき、本当に学校でやり切れるだろうかというそもそもの疑問があります。今学校に降りてきているだけでも、大体50、60の「何々教育」というものがきています。その度に、その教育を行ったかどうかという評価で、また質問が来るという状況です。今、高校や中学校では、「カリマネ」という言葉で、カリキュラム・マネジメントということを行っていますが、この振興基本計画でも「カリマネ」が本当に行われているのか、例えば、この課では各課との調整は誰がどう行っているのかといった

観点も必要かと思えます。

また、もちろんそれを支えるためには、人材や財政の面、物の面、時間などの保障が必要だと思えますので、そちらの方を考慮していただければと思います。

あとは、人口減少については非常に気になるところです。少子化が進んでいくのはもう確実なことなので、これにどう対応していくかというのは、早めに対応が必要なのではないかと思っています。私は代表で、全国の色々な校長会に出るわけですけれども、特にコロナになってから、東京を中心とした首都圏や大阪と地方との経済格差や地域格差、ここ数年では通信格差が確実に広がっていると思えます。これは東京対宮城県としてですが、逆に宮城県内だけ見ても、仙台と地方の格差をどう是正していくかというのも、ぜひ観点に入れていただければと思います。

【議長】（川島会長）

ありがとうございます。最初のご指摘は、今回の見直しとは直接は関わらないことですが、こうした計画をどう現場に実効性を持たせて落としていくかということに関して、もし今の時点で教育委員会の方から何か、これまでこうしてきたとか、どこがどうだったのか、上手くいったのかいっていないのか、今後どうしたいかというようなことをお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】（伊東教育長）

御意見ありがとうございます。色んな取組が並べられていて、学校に求められるものが非常に大きくなっていて大変だということについては承知しています。ただ、この取組が全てそれぞれというよりは、学力と体力の関係のように、1つやってくことによって他にも良い影響が見込まれることや、家庭と地域と学校の連携のところでは、コミュニティ・スクールの話もありましたけれども、非常に影響し合うところがあると思えます。

教育委員会としても、縦割りでなく、各課それぞれの取組を総合的にどうしていくのかということについては、今後検討を重ねたいと思えますし、今回はその振興計画ということで、今後どうしていったら良いのか色々御審議いただいた上で、我々としてはそれを行っていくために、どのように財源や人を確保していくのかということも、併せて考えていくことが大事だと思っておりますので、並行しながら検討して参りたいと思えます。

【議長】（川島会長）

ありがとうございます。それでは、第3回までの宿題ということで、最終回には「こんな形で具現化していくんだ」という力強いお話をお聞かせいただければと期待しております。

続きまして佐藤純子委員お願いいたします。

【佐藤（純）委員】

教育委員会の立場から全般的なお話をしたいところですが、58ページの「確かな学力の育成」という項目についてのみ、本日はお話をさせていただきたいと思えます。

「今後の方向性」のところの黒ポツの2番目につきましては、教育委員会で各学校に指示をするときに、この項目が魅力ある学校づくりに繋がってくるので、このことを第一に現場で考えて欲しいと思えます。黒

ポツの2番目については、その4行の中に、これからの学校教育をどうカリキュラム・マネジメントしていくか、令和の教育をどう進めるかということの大きな柱になって、各学校が学校づくりの計画を立てていくものだと思っております。

黒ポツの1番目には、悲痛とも思えるような「全県的な学力の底上げを図る」と書いてありますが、そこよりもその次のポツについて、「各学校で工夫してください」、「各地区で取り組んでください」というのが私の希望です。そして、教科横断的な学びというのが、実は中学校では大変課題になっています。それでも、教科横断的な学習を進める中で、「チーム学校として学校づくりができます」、「あなたの学校の魅力が発信できます」というように、この黒ポツの2番目にかけていきたいという思いがございます。

最後に、その隣の「進捗状況に課題が見られる取組」として、「スマートフォン等の適切な利用に向けた家庭と連携した対策の推進」が1番目に上がっています。私どもの町でも、学習状況調査の結果から、スマートフォン等の使用率が4時間などとなっているのに、家庭学習が1時間という悲しい結果になっているのを、各学校にお知らせしています。以前、県の検証委員会から出てきましたが、スマートフォンの適切な利用ということよりも、家庭学習の習慣化をきちんとどれぐらい図るかとなれば、おのずとスマートフォンとの関係も考えていけるのではないかと思います。この「確かな学力の育成」のところでは、文言に大きな変化はありませんが、順番や表記の仕方を、県でやっていくことと整合性を持たせていただければと思っております。以上です。

【議長】（川島会長）

ありがとうございました。続きまして佐藤健委員をお願いします。

【佐藤（健）委員】

基本方向7番目の「学校安全の推進」に関する部分について発言させていただきます。ご説明いただいた今後の方向性について全く異論ありません。第二次アクションプランから「地域住民と連携した避難訓練を実施している学校の割合」が目標指標として追加されたことについても、国の学校安全に関する第三次の計画でも求められていることからもの確であると思いました。

その上で、意見を2点申し上げます。1点目は目標指標についてです。数値の推移の把握だけではなくて、学校と地域の連携や協働に基づいて、その学校の安全管理・安全教育がより実効的なものになっているのか、何がどのように、実際にできるようになってきているのかという具体的な内容についても把握していくことが、より重要ではないかと考えています。

もう1点は、先ほどの佐々木委員と伊東教育長からお話があった業務の効率化にも関連することです。防災を中心とした学校安全の推進に普段関わっていますが、コミュニティ・スクールの推進にもとても高い関心を持っております。コミュニティ・スクールが導入された各校の重点取組分野に「防災を含む学校安全の推進」を立てていただくことで、取組もサステナブルになりますし、学校安全の推進とコミュニティ・スクールの推進の一石二鳥が図れ、事業間の相乗効果も期待できるものと考えます。コミュニティ・スクールが導入された全ての学校の重点取組分野の中に、「防災を含む学校安全の推進」が掲げられることを切望します。以上です。

【議長】（川島会長）

ありがとうございました。続きまして高橋委員お願いいたします。

【高橋委員】

一般社団法人イシノマキ・ファームの高橋と申します。私自身は、昨年度までスクールソーシャルワーカーを担っていたことや、農業の担い手育成を行っている観点から、1番と2番と10番についてご提案と質問をさせていただきたいと思っております。

1番と2番と10番は、その進捗状況が目標に対してやや遅れているとなっておりますので、ここが少しでも評価が上がっていくと良いと思っています。

まず1番ですが、「豊かな人間性と社会性の育成」にヤングケアラーのことが書いてあります。昨今、社会的な課題としてすごくフォーカスされていますが、今後の方向性の中に「福祉部門との連携」と書いてあります。ここは密接になっていると思っておりますが、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの違いなど、やはり学校の先生方の理解がまだ進んでいません。ヤングケアラーや福祉部門となりますと、ソーシャルワーカーや地域の方々と課題解決していくために、医療・福祉や法的なところなど、色々な部門と一緒に彼らを支えていかなければならないので、そういったところの理解促進を図る研修などをもう少し拡充させていただきたいと思っております。

それから2番の「健やかな体の育成」の中で、「食育の推進」と「学校給食における県内産食材の利用拡大」と書いております。この頃食育の推進ということで全国的にも地産地消の食材を使うことが多くなっており、有機給食を推進する取組が全国的にも広がっています。そういった部分では、SDGsや生物多様性、それから子供の食育が健やかな体の育成に繋がるということで、ぜひどんどん進めていただきたいのと同時に、昨今、富谷市と気仙沼市が給食費無償にしていますが、ソーシャルワーカーの観点からは、生活困窮の世帯の子供たちにとっても、平等に公平性を持って給食を提供できるということでは、すごく大事なことだと思っております。自治体の財源によって取り組まれていると思っておりますが、県としてどのように捉えているのかお聞きしたいと思っております。

最後に、10番の共生社会というところですが、先程委員の方も仰っており、共生社会の実現に向けてというのはとても大事な観点だと思っておりますが、ダイバーシティやインクルージョンを考えると、この共生社会の中に、障害の有無とかそういったものの壁は取り払うべきという意味合いが入っていると思うので、「障害者の生涯学習」や「誰もが障害の有無に」という文言は入れない方が良いと思っております。私からは以上です。

【議長】（川島会長）

ありがとうございます。ただいま質問が出た給食費の無償化ということ、自治体ごとに分かれているという現状や、「無償化している方がフェアではないか、子供の発達に良いのではないか」というご意見を踏まえて、教育委員会としてどう考えるか、難しいかもしれませんが、御意見いただければと思います。

【事務局】（大宮司保健体育安全課長）

学校給食につきましては、学校設置者である市町村が実施して、施設設備や運営に関する経費は学校設置者である市町村が、食料費等は児童生徒の保護者の方などが負担すると定められております。ただ、子育て支援や定住促進など、様々な観点から給食費を助成する市町村もあると認識しております。

委員の御指摘があったところつきましても、確かにそういった理屈はあると思いますが、予算のこともございますので、検討しまして、県内の状況をよく把握しながら、国へもそういった支援について働きかけをしていきたいと考えております。

【議長】（川島会長）

ありがとうございます。ルールはルールだという話ですけど、多分、そこをどう壊すか、乗り越えて宮城の子たちを救っていくかということが、我々が考えることかと思えます。ぜひ予算化や国との交渉も含めて積極的に取り組んでもらえればと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて席の順に、村上先生お願いします。

【村上委員】

福祉大の村上です。前の審議会の時にも参加させていただきました。やはり、あの頃とはだいぶ対象が変化してきているというのが第一の印象です。私は、特別支援教育の領域からお話をさせていただきたいと思いますが、今は先程ありました障害や特別支援という発想は、国の方針としてインクルーシブ教育、あるいはインクルーシブ教育システムと変わっています。特別支援教育は、その中間のプロセスとして位置付けられており、その視点から、2点ほど意見を申し上げたいと思います。

まず1つは、昨年末、12月だと思いますが、小中学校の各クラスに8.8%と、9%近く発達に何らかの困難等を持っている子供がおり、一般的には、特別支援教育の対象だと見られがちですが、やはり全ての学校、あるいは社会全体において受けとめないといけないと思います。従来の形で義務や高校、特別支援となっていますが、横断的な視点、子供たちをどのように育てていくかという視点、地域の学校で育てていくという視点をできるだけ入れていただきたい。おそらく今の課題は、5番に限らずほとんどの目標で議論していただかなければならない問題ではないかと思えます。

2点目は、私は本県の特別支援教育の将来構想審議会の会長を務めておりますが、その中で特別支援学校、特に高等部の狭隘化という問題がずっと長引いております。7、8年前に計画を策定した時点では、おそらく段々と地域の小中学校及び高等学校で対応していただくようになり、狭隘化は解消されるだろうという方向で計画を推進してきましたが、残念ながらそうはならず、むしろ増えてしまって、特別支援学校の高等部が非常に狭隘化しております。これは、やはり特別支援学校だけで対応すべきものではないと私は考えており、地域の高等学校でも、もちろん今通級等をしているのは知っていますが、インクルーシブ的な教育や発想、様々な課題を抱えている子供たちに対応するようなシステムをもっと充実していただきたいし、それを盛り込んでいただきたいと考えています。それは、インクルーシブな社会を作っていく上で、様々な課題を抱えている子供たちもですが、その子供たちを受け入れてくれる学校の生徒たちもインクルーシブな社会の構築者という態度や知見を養えるという意味でも、インクルーシブな高等学校や小中学校という発想で、できるだけ縦割り形式を打破して、子供たちのためのシステムを構築していけるような書きぶりをしていただければありがたいと思います。

【議長】（川島会長）

ありがとうございます。続きまして千葉委員お願いいたします。

【千葉委員】

千葉でございます。色々ご説明ありがとうございました。私は「こんな点を考えて欲しい」、「考慮して欲しい」ということよりも、今、学校にいて感じていること、これから子供たちが生活していく上で不安に思っていることをお伝えして、そういう学校の状況を考えながら、色々整理していただければと思っています。3点あります。

まず、コロナの中での学校生活についてです。子供たちが、コロナに罹ったり濃厚接触者になったりして休まなければいけない時に、学校ではどうしていたのかと思いながら4月に赴任しました。学校で聞いてみると、子供たちは突然休まなければいけなくなった状況でも、特に不満や不平を一切口にせず、保護者からも「学校の対応が悪い」、「換気状況が悪かったのではないか」というのは3年間一切なかったという話に驚きました。やはり、我慢しているのだろうなとすごく思います。

例えば、部活動で練習試合を組んだ際にコロナになったという時に、誰が濃厚接触者に当たるかはクラスの座席で機械的に決まります。4月、5月、夏休み前までは、マスクをしていても危険を避けるために濃厚接触者扱いしていました。そうすると、「練習試合今日頑張るぞ」と思っていた子が突然休むことや状況の説明で、顧問はとても困ったと思いますが、阿吽の呼吸というか、そういう配慮が働いて、混乱なくずっと来られました。

給食時間もずっと黙食で、この頃になって「黙食でなくても良い」と言われたものの、子供たちの心の中の不安は大きいと思います。音楽科の教員もそうですが、合唱コンクールを本校はずっとやっていたので、やれる範囲でやろうと言っても、やはりブレーキがかかっています。県内の学校全てではなく、できるところから始めている学校もありますが、学校規模や設備環境というのも絡んで慎重になっている。これが、国としてはもう5月8日からとなった時に、さらに混乱したり、不安な気持ちをどう整理したら良いのか困る子供たちや家庭が増えたりするのではないかと、今非常に心配しています。

ただ、数は本当に減ってきており、今は濃厚接触者も欠席しなくて済むので、出席停止も少なく各教室には空席はないです。4月の保健日誌を今日見てきましたが、600人のうち103人が出席停止で、教室はガラガラでした。ここまでは子供たちが教職員の導きで頑張ってやって来られましたが、震災の時の心のケアを心配した時のような見取りというのも、これから必要になってくるのではないかと考えています。

それから、部活動の地域への移行がなかなか進んでいないことと働き方改革との絡みです。東北の校長会での話が頭に残っているのですが、例えば、今までは学校管理下外でも子供に何かあった場合、例えば虐待で子供がSOS出した時、学校の教員も当然のように対応してきたけれども、管理下外となった時にどうなるのかと。子供たちも一番すがりた先生が来てくれたら安心だけれども、そういう状況はなくなってしまうのではないかと、それはどう繋げていったら良いのかということを考えました。

あとは、学校の部活動だと人間関係含め教員の目が届いていたものが、土日は地域移行でとなった時に、地域移行での指導者が、そういう目を持って子供たちの様々なことを含めて、競技力向上を図ってもらえれば良いと思いますが、そこが届かないとなった時にどうなるのかと考えています。家庭も安定した家庭環境じゃなくて、虐待が怖いから家に帰るのが嫌だという子もいて、うちの職員も、「何かあったらとにかくここに電話しなさい」と警察と児相の電話を渡して帰りました。そういうことを考えると、今までのように安定した体制で子供たちを支える環境ではなくなっている中で、一人ひとりの健やかな育ちを支えていくことが本当に難しくなるのではないかと考えていたところでした。漠然とした話になりましたが以上です。

【議長】（川島会長）

ありがとうございます。続きまして仲野委員お願いいたします。

【仲野委員】

仙台大学の仲野と申します。よろしく申し上げます。私は、レクリエーション協会という立場から少しお話ができればと思っております。

レクリエーションというと、「遊ぶ」や「ゲームする」というイメージが強いと思いますが、実はかなりアクティブな活動もございます。特に、ニュースポーツにかなり力を入れており、それが全国的にも普及しています。また、「日本ゆるスポーツ協会」が提供しているニュースポーツに近い「ゆるスポーツ」というものがあり、こういったものが社会でも興味関心を持たれる時代ではないかと思っています。このニュースポーツは、勝つことが最大限の目的ではなく、プロセスを皆で楽しみ、楽しく競い合って良い汗をかき、良い時間を共に過ごそうというところがかなり強いので、ルール違反が起こらなかつたり喧嘩が起こらなかつたりなど、教育的にも良い面があるのではないかと思っております。

私の関係するところは2番と10番になると思いますが、19ページの「健やかな体の育成」の体力の向上のところ、女子の児童生徒が問題かと思いますが、男子は比較的全国に追いついてきている状況が見えると思います。ただ、先ほど黒川委員からもありましたが、全国平均を超えれば良いというのではないと私も思っています。

問題は、スポーツや運動する児童生徒が二極化していることで、すごく熱心な児童生徒がいる一方で、スポーツ・運動に対して無関心の児童生徒が圧倒的に増えており、例えば体力テストでもCやDがついて、いくら一部がAを取ったとしても、平均的には相当下になってしまう現状かと思っています。ですので、むしろ大事なのは無関心の児童生徒にいかに関心を持ってもらえるのかではないかと思っています。そういう点では、ニュースポーツのようなものが学校教育の中にもっと浸透しても良いのではないかと思います。

学習指導要領も変わって、体育の授業もサッカーやバスケット、バレーボールではなく「ボール型」という表記になり、ニュースポーツの要素を取り入れて良いというように変わったのはご存知だと思います。問題は、先生がそのニュースポーツを上手に教えられるような教育を受けてきてないので、何したらいいのかわからないのが現状ではないかという気がしております。ですので、学校の先生に「授業で使えるニュースポーツはこういうのがあります」というような講習会をやって、先生たちの認識を変えることもすごく大事ではないかなと思います。ニュースポーツは、市販されているものは結構高いのですが、学校の体育館にあるものを使っても十分対応できると思いますので、その辺りの講習会を今後やられてはいかかかと思っております。

あともう1つだけ、オリンピックレガシーの話を少しだけさせていただくと、ロンドンでも北京でも、オリンピックを開催した国や地域で、その翌年からスポーツ実施率がぐんと上がるということは実際にはないです。それは過去のデータが示しているとおりで、興味は持つけど実際にスポーツやる人は増えないことが問題だと思っています。ですので、もっと身近なところからスタートしていかないと、子供たちの興味関心や体力になかなか結びついていかないと思っています。そういう辺りは、レクリエーションが貢献できるところもあるのではないかと感じています。以上です。

【議長】（川島会長）

ありがとうございます。続きまして根来委員お願いいたします。

【根来委員】

宮城県私立幼稚園連合会の根来と申します。私どもの連合会は、県内の私立の幼稚園、認定こども園、保育園の各施設が所属している連合会になっています。各施設で今共通の課題があり、それが5番の特別支援に関連がありますので、そのことについて話をさせていただければと思います。

今各施設では、各保育室や各教室に、多いところで1割、少なくとも1人2人、気になる子がいるような状態になっています。それに対しての加配や支援計画といったところをどのようにすれば良いのかが課題になっていますが、そういった子供は、年齢が低いため、県の方が認定する加配が必要な子の要件を満たしません。

先日巡回指導で心理士の方が来て、3歳の子を見ていただいた時に、「この子はおそらくこうだね」と仰いました。そのためのテストもあるとのことですが、それを実施できるのは4歳になってからで、3歳以下はその認定ができないということです。でも我々は、保育園だと0歳から、幼稚園だと3歳、場合によっては満3歳からお子さんを預かって、その子と関わりながら、気になる子も含め対応していかなければなりません。

この5番の「多様なニーズに対応したきめ細やかな教育の推進」の基準となっているのは、小中学校なので、小中学校の、すでに診断書が発行されていたり、支援が必要だというのが明らかだったりする子を基準として幼児教育を考えられてしまうと、私たちの現場とそぐわない。それよりも、そういう子が想定された中で、その過程をどうするか。その心理士の方も、「1日も早く支援が必要な子に必要な支援を与えて、また、その特性に合わせた人の配置や環境を設定することによって、その子が小学校に入学する時には、少しでも、1つでも困り感を減らせることに繋がる」ということを仰っていました。私たちも本当にそう思っていますし、そのようにしてきています。ですから、そういったところへの調査や支援も、もう少し幼児教育のところまで踏み込んでいただきたいと思います。学校教育法の第1章第1条には、「学校教育とは」として幼稚園から始まっております。幼稚園も学校教育になりますので、そこからの視点で進めていただければ大変ありがたいと思います。以上です。

【議長】（川島会長）

ありがとうございます。続いて波多野委員お願いいたします。

【波多野委員】

私は宮城県家庭教育支援チームの協議委員という立場で出席させていただいております。全国でも県で家庭教育支援チームを持っているところは、多分3県ぐらいしかなかったかと思います。その中の1つが宮城県で、先進事例のように取り扱っていただいております。資料にもあるように、みやぎらしい家庭教育支援事業として、充実した各種研修会や、家庭教育プログラム「親のみちしるべ」等を用いて活動させていただいております。提供先は保育園、幼稚園、小中学校の保護者や、中高の生徒などです。それから特別支援学校の生徒たちにも、親になることということや命の授業について、出前講座としてアウトリーチさせていただいております。

そのような点から、重きは多分9番のところだとは思いますが、施策の中で家庭という言葉がつくところは、もしかしたら全部に関わっているのかと思います。少し取り止めもなくなってしまうかもしれませんが、

私からお願いしたいことは、コミュニティ・スクールもそうですが、全てにおいて、学校と家庭と地域の連携がこれまで以上に必要になってくると感じております。やはり縦割り行政ではなく、全ての施策において連携をしながら取り組んでいただきたいという思いです。

特に宮城県は、「学ぶ土台づくり」があり「志教育」があるように、子育て支援系の保福部門と教育部門の連携、これを確実にしていただきたいと思います。やはり、家庭の中に教育の原点があると思います。子供たちに向けた教育もですが、家庭に向けた教育、学びのタイミングや機会が必要だと思えます。

例えば昨日は、中学校の1日入学のようなところに出向き、保護者の皆さんに「皆さん同年の子供を育てると同じ目的をもったチームになるメンバーなので、力を合わせ、我が子だけでなくどの子も同じで子育てをしていきましょう」といった、仲間づくりのお話もさせていただきました。コロナ禍で、コミュニケーションや人と人の関わりがとても希薄になったと感じております。家庭力を上げるためにも、学校と家庭と地域の連携がとても大切です。行政部門の連携もさらに強くいただき、サポートしてきたいと思っております。

コミュニティ・スクールが実働しているところと、まだ組織もできていないところがあります。行政もどうしたら良いかわからないところもあるようです。この部分においては、県庁内で連携していただいている姿や方法を、市町村の行政においても連携や取組ができるよう、県からアウトリーチ型のサポートをしていただければいいかと思えます。

さて、指標は数値で表すものかもしれませんが、数値では表せない心の数値が確かにあると思えます。件数で捉えるのか、質で捉えるのか、色々な検証も必要かと思えますが、ぜひ、現場の声も聞いていただければと思います。先生方の声を聞けば働き方改革にもなるだろうし、子供たちの声、保護者の声もこれまで以上に聞いていただければと思います。先生方の御苦労は多いかもしれません。現場の声をより聞いていただき、PDCAサイクルで固定せず、OODAループ的な臨機応変的な対応も必要になってくるのではないかと感じました。

【議長】（川島会長）

ありがとうございます。続きまして町田委員お願いいたします。

【町田委員】

宮城県高等学校PTA連合会の町田と申します。色々考えていただいてありがとうございます。私としては、8と9の部分は大変興味深く、応援させていただきたい部分で、人口減少や生徒数が減少している中で、地域・外部・企業の力はこれからとても重要になってくると思っています。

あとは、公立中学校における休日部活動の地域移行に関する各地域への支援では、おそらく休日ですと、練習試合や試合で普段行かないところに行くことが多く、学校の部活動、保護者の関わり方、保護者の熱量も地域によっては違うと思うので、もしこれが本格的になり問い合わせが来た時に、各学校が大変になることがないよう、ありとあらゆるパターンを考えて進めていただければと思います。よろしく申し上げます。

【議長】（川島会長）

ありがとうございます。では村松委員お願いいたします。

【村松委員】

弁護士の村松です。私は今年から委員になりまして、その前の議論を存じ上げていませんので、失礼なことを言うかもしれません。

平成29年3月に策定されたものを、策定後に生じた様々な変化に対応する必要が生じたので今回改定するという事で招集していただきました。私は、いじめや虐待について宮城県にも協力させていただいており、虐待防止については、個人的に防止活動を行っているということもあります。そのような経歴を持っている私から見て、今県が何に一番心を砕かなければいけないのかというのが、網羅的になるのでしょうか、今課題としているものに県はどのように立ち向かうというのが散漫的で見えてこない。それで良いのかと言わざるを得ないと思っています。

令和3年の初めの統計ですから好転しているかもしれませんが、不登校のワースト4位は連続しており、いじめも上位9位をキープしている。ここに手を付けないのか、もっと本格的に取り組まなくてどうするのかという話です。残念ですが、そこについての具体的な提案がありません。58ページに、「本県の大きな課題である」と書いていただいているのですが、具体的にどうするのかというのが見えてこない。県の事業で、スクールロイヤーというのを3、4年前からやっていただいておりますが、この間、各学校に弁護士が全て行っているかというところへ行けてないです。弁護士が、いじめはいけないという人権の基本的な土台となる講義をして、1回2回で全部わかるわけではありませんが、「いじめってやっちゃいけないんだ」というのが、子供たちの感想として出てきます。

それから、弁護士が教職員相手に「なぜ許されないか」、「どこまでやって良いか」といった教育的指導について、やって良いか悪いかということも、要望があれば講義しました。少数箇所かもしれませんが、そこで聞いた先生たちは「そういうふうによれば良いのかってというのがやっとわかった」、「腑に落ちた」といった感想をいただきます。弁護士は万能ではないですが、基本のことを矯正するための最低限のところを伝えることはできると思いますし、逆にそれしかできません。でも、「あなたは否定されちゃいけない」、「私も否定して欲しくないけれども、あなたも否定されて良いような存在ではないんだ」というのを伝えることができる。これこそ民主主義の根幹の人材教育であって、そこがないから虐待は連鎖して、親が、自分が被虐待児だったら、自分のやられたような子育てを自分の子供にしてしまう。虐待の連鎖と言いますが、そういうことで拡大、再生産しているのではないですか。

だから、網羅的にやっていただくのも良いですが、とにかく県がもっとイニシアチブをとって、不登校やいじめについて、今後3年もしくは5年でワーストの部類から脱却するというのを、数値目標として挙げて取り組んでいただけないかということです。そのために、スクールロイヤーはもっと増やしていただかないといけないかもしれませんし、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーもそうかもしれません。分断的にちょこちょこっと火消しをしたからといって、全然底上げにはならないということを申し上げたいと思って参りました。

その底上げは数年かかるとは思いますが、虐待もいじめも蔓延してしまい、残念ですが毎日のように報道があります。蔓延した中で、地道かもしれませんが、児相はもっと強化する、先生たちも体罰は絶対やっちゃいけない、子供たちにはいじめをやっちゃいけないという教育をちゃんとすることが、人権の底上げになっていくのではないかと。そうすると、豊かな人間性・社会性の育成、健やかな体の育成、確かな学力の育成というのが、少しですけれども自ずと達成する土台になっていくと思います。

ですので、もう少しその辺りのメリハリを持って、この期間はここに特化してやってみる、成果が出な

ったら違うものやってみるといったやり方をさせていただけないかというのが感想でした。

【議長】（川島会長）

ありがとうございます。山田委員お願いいたします。

【山田委員】

山田でございます。私は民間企業の立場で今回ここに呼ばれていると思うので、その立場で少しお話をさせていただきますと思います。

こういう教育関連の会議は色々出ていますが、どうも教育と経済は別というイメージで、分離されている感じがします。私はやはり経済を活性化することで、国や県が豊かになり、それで様々な施策や支援策が充実して、完全ではないかもしれませんが、貧困や家庭の問題も少しでも解決していくとっていて、やはり経済基盤というのは非常に重要だと思っています。

今日本が世界の中で置かれている経済状況は、一人あたりのGDPが他の先進国に比較して全く上がっておらず、国際競争力も非常に低下しており、国もそこを問題視して、イノベーションやスタートアップをいかに起こすかということに随分力を入れ始めています。県の新・宮城の将来ビジョンでも、人づくり、地域づくり、イノベーションをどう起こすかということになっています。なので、日本を再び活性化するためには人づくりがすごく重要で、そのためには子供の教育が1丁目1番地であり、そのためにこういう計画を進めるというような、最終目的や目標みたいなものを、最初のイントロダクションに入れた方が良いでしょう。

国の報告書でも、最初のイントロダクションだけで4ページ、5ページ、下手したら10ページくらい目標が書いてありますが、経済だけではないかもしれませんが、そこに計画を進めるための目的というものを明記するべきだと思います。

そうやって考えた時に、59ページの6番の「郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成」のところに、ようやく次代を担う社会人・職業人として、富県宮城を支える人材育成をしていくというのが出てきますが、その前の項目を見ると、「伝統文化に触れる機会を増やし、文化財を適切に保存する」とあり、この2つが同じ項目の中にあるのは非常に違和感があります。もちろんその中で文化財を保護するという意識は重要だと思いますが、項目としては違和感があって、とりあえず付け足したイメージになってしまうので、もう少し経済や、社会人として、職業人としてというところに力を入れた方向性を打ち出しても良いでしょう。

私は会社経営をしています。人口減少で今人材確保が非常に厳しく、一人ひとりのスキルを上げて仕事を効率化して、自主的に考えて自分で動ける人がいないと、もう日本の企業は成り立たなくなっています。とにかくそういう人を教育現場から出していきたいし、出せるような仕組みにしていかないと、本当に企業もみんな疲弊して落ちていくという気がしているので、ぜひ、そこに力を入れていただきたいと思えます。

それから今お話ありましたが、この計画を立てる上で、PDCAがちゃんと回るようにしないといけないとっていて、PとDは非常に良いのですが、CとA、チェックして分析して、何が悪くて次何をやるというところが、結構あやふやになることが多いです。その理由はやはり、目標とする数値設定がいけないという気もしています。なので、こういう目標、目的を達成するために、どういう数値設定をするべきなのかを考えて、方向性を決めた方が良いでしょう。以上です。

【議長】（川島会長）

ありがとうございます。ぐるっと一周しました。最後に私の方から簡単にお話したいと思います。

見直しすることに関して、皆さんの共通認識としてあるのが、やはりコロナという大きなイベントがあったということと、情報化社会が大きく進んでいるということがあるかと思います。そのウィズコロナでどうアクセル踏むかということに関しては、この見直し自体が今年末、年末になりますので、少し見えないところがありますから、そこは臨機応変になるかと思います。割と忘れっぽい国民ですから、ざっとなかったことにしてしまうという気もしなくもありません。

高度情報化社会による変化ということでは、やはり face to face のコミュニケーションといったものが教育現場でも、家庭の中でも、地域でも減っています。これも現実として認めなくてはいけなくて、その弊害からどう子供たちを守っていくかということに関しては、ぜひ意識をして、施策に盛り込んでいただきたいと思っております。

その流れでいきますと、G I G Aスクール構想、これが大きな変革として入っており、今回の資料の中では8ページのところに、G I G Aスクール構想と、情報共有含めてツールをどう使うかという3つの使い方が書いてあります。実はまだ对外発表していませんが、今回、うちの大学で全国の教諭にアンケートをとり、その学校の国の学力調査の成績を取り寄せて相関を見ました。それで何が見えたかかというと、協働学習という形でタブレットを使っている学校に関しては、頻度が高かろうが低かろうが成績に影響しておらず、何も悪さをしていない。ところが、個別学習に使っている学校は見事に成績が低いというすごく強い相関があります。

なので、現状のアプリを使ったG I G Aスクール構想の中では、個別学習に今のタブレットを使うのは、子供の学力を押し下げる力しかないということがデータとして明確に出ており、これからまたデータも変わるかもしれませんが、要は、I C Tと書いてあるから使わないといけいけではなく、どう使うかということです。その中で、宮城県としては協働学習の方向で使い、授業を豊かにしてもらうところに、少し重心を置いた表現をしてもらえたらと思います。宿題等で使っている子供たちは全滅しています。仙台市のデータでも、家庭学習でスマホ・タブレット使っている子はみんな平均点に届かないという悲惨なデータが出ていますので、国が言っていることをそのまま模していったら危険かと思えます。それも含めて、表現の部分や重み付けの部分を変えていってもらえればと思います。

あと、先ほどもご指摘ありましたが、イントロダクション、表紙の部分に関しては、今回特に議論していませんでしたが、目標とする子供、どういう子供をどう育てたいかという我々の思いの部分も、こうした時代背景に合わせて少し改定するという事で、そのアイデアを次回見せてもらえればと思います。

まだまだ言い足りないこともあるかと思いますが、時間も過ぎてしまいました。県の方からもコメントペーパー等付けていただいていますので、ぜひ、メール等で言い足りなかったところや意見をどんどん上げていただいて、3回しか会議はできませんので、次の中間案に反映してもらいたいアイデアをそれぞれの委員から沢山挙げてもらえればと思います。よろしく願いいたします。

では、本日予定していました議事については以上でございます。

【事務局】（遠藤副教育長）

会長。コミュニティ・スクールの関係で。

【議長】（川島会長）

どうぞ。お願いします。

【事務局】（遠藤副教育長）

沢山の方々から、コミュニティ・スクールのお話をいただいたので、現状について説明をさせていただきます。

まず、宮城県全体の市町村の導入についてですが、令和4年5月1日現在で、7市7町で合計105校がコミュニティ・スクールを導入しています。全国は導入率48.6%で、宮城県は28.8%なので、まだ全国の傾向には追いついていませんが、昨年度は23%だったので、着実に増えてきております。

小中学校での取組としましては、県としてはコミュニティ・スクール推進協議会というのを作っており、そこで先進地区による取組事例、それぞれの市町村の良いところの話を共有しております。また、コミュニティ・スクール推進委員によるお話や講話といったところも含めて、普及や促進を図っております。

それから、高校と特別支援学校ですが、学校運営協議会パイロット事業という事業を立ち上げており、現在高校では3校、特別支援学校では今年度から2校について、少しずつではありますが進めているところでございます。

防災に関することですが、おそらくそれぞれのコミュニティ・スクールの取組を確認していかなければいけないと思いますが、地域と学校という括りすると、コミュニティ・スクールの考え方の中に防災を取り入れている地域もあると思います。いずれ、地域の一番の課題でもあり、コミュニティ・スクールと防災は結構親和性が高いと考えられるので、おそらく今後は、防災も含めて推進を図っていく方向性になるのではないかと考えているところでございます。

【議長】（川島会長）

ご説明ありがとうございました。よろしいですか。

ではこれで本日の議事を閉じたいと思います。それでは、マイクを事務局にお返しします。

【司会】

本日は貴重なご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

川島会長からもお話をいただきましたが、お時間の都合でお話いただけなかったご意見等につきましては、電子メールなどで事務局あてにお送りいただければありがたいと思います。

最後に次回の審議会の日程ですが、先ほどご説明申し上げました通り、8月を予定しております。詳細な日程につきましては、川島会長とご相談させていただき、事務局からできるだけ早くご連絡したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは以上をもちまして、第1回宮城県教育振興審議会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。